

<基本目標1>全てのこどもが持つ権利の保障

【施策1】こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進

No.	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
1	1	継続	こどもの権利の周知	「こども基本法」「子どもの権利条約」について、広報あしや等を通じて、こども自身への周知とともに町民への周知を図ります。
2	2	継続	人権啓発活動の実施	「第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき人権講演会や人権まつりなどの事業を実施します。
3	3	継続	支援者に対する人権教育の推進	町内の幼児教育・保育従事者、教職員等に対し、人権教育・研修への積極的な参加を働きかけ、人権意識の向上を図ります。

【施策2】こどもの意見の尊重と対話の促進

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
4	1	新規	こどもの参画の推進	対話やアンケート調査などで意見を聴取する機会を設けます。

<色の説明>



子ども・子育て支援事業計画



子ども・子育て支援事業計画（第2期計画の取組を除く）



こども大綱（少子化対策、こども・若者、貧困対策）

<基本目標2>こども・若者への切れ目のない支援

(1)こどもの誕生前から幼児期まで

【施策1】妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
5	1	継続	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊娠届出時や赤ちゃん訪問等で面談を実施し、妊娠届出時から出産後まで、切れ目のない相談支援を行います。また、支援が必要な家庭には、訪問や電話でのフォロー等を行い、継続して支援を実施します。
6	2	継続	妊婦健診結果を活用した相談支援	妊婦健康診査の結果等を継続的に把握し、関係機関と連携して妊産婦等への相談・助言を行います。
7	3	新規	里帰り出産を行う妊産婦への支援	里帰り出産を行う妊産婦に対して、切れ目のない支援の提供が図られるように、関係機関との情報連携に努めます。
8	4	継続	こども家庭センター（母子保健機能）による相談支援	母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行います。
9	5	継続	ハロー！Baby教室の開催	助産師・保健師・管理栄養士による出産準備教育「ハロー！Baby教室」を開催し、出産・子育てに関する悩みや不安の軽減を図ります。
10	6	継続	産後ケア事業の実施	産後1年未満の母子に対して、助産院等への宿泊や通所による心と体の休息、育児や授乳に関する相談・指導等の支援を行います。
11	7	継続	乳幼児健診、歯科相談の実施	乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）、歯科相談（2歳児）の実施と受診勧奨の徹底により、保健師等による適切な指導や相談しやすい関係づくりに努めます。
12	8	継続	就学時健診の実施	就学時健診を実施し、就学に備えた健康状態や生活状況の把握に努めます。
13	9	継続	予防接種の周知	必要な予防接種は、健康診査や窓口での面談、各種教室等の際に個別に案内し、また、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシを配布する等により接種を周知します。
14	10	新規	妊婦のための支援給付の実施	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担を軽減するため、妊婦のための支援給付を実施します。

【施策2】幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
15	1	継続	子育て支援サービスの実施	延長保育事業、病児・病後児保育事業等、多様な子育て支援サービスの実施と利用しやすい向上に努めます。
16	2	新規	こども誰でも通園制度の実施	3歳未満で保育所等に通っていないこどもに対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。
17	3	新規	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続の推進	遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼保小連絡会の充実を図り、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を推進します。
18	4	継続	乳幼児における食育の推進	乳幼児の離乳食・幼児食の時期から親子の正しい食生活を身に付け、豊かな食生活を送るため、離乳食相談や乳幼児食教室「ばくばく料理教室」を実施します。
19	5	継続	英語教育の推進	保育所（園）、幼稚園、認定こども園において、幼児期からの英会話教育を推進します。
20	6	継続	障がい児保育の推進	保育所（園）、認定こども園において、保育士等の加配を支援し、障がい児保育を推進します。
21	7	継続	教育・保育施設の整備の支援	幼児教育・保育の環境を充実させるため、保育所（園）、幼稚園、認定こども園の運営や施設・設備の整備を支援します。
22	8	継続	地域子育て支援拠点事業の実施	子育て支援センター「たんぽぽ」において、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行います。
23	9	継続	子育てに関する情報提供の充実	広報あしやや町ホームページ等を活用し、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

(2)学童期・思春期

【施策1】こどもの生きる力の育成

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
24	1	継続	学校における道徳教育の推進	自己の生き方を考え、主体的に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育を推進します。
25	2	継続	ICTを活用した教育の推進	ICTの活用により、こどもたちの学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業の実施に努めます。また、児童生徒用タブレットの持ち帰り学習を進めていきます。
26	3	新規	地域のスポーツ・文化芸術活動の推進	将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるように、地域におけるスポーツ活動や文化芸術活動を推進します。
27	4	新規	体力向上の取組の推進	保健体育の授業を充実するとともに、休み時間等を活用し、たくましく生きるための体力の向上に取り組みます。
28	5	新規	学校保健の充実	薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく保健教育や健康相談、保健指導等の充実を図ります。
29	6	継続	基本的生活習慣の育成	健康な生活習慣を確立するため、小中学校において「休養・栄養・運動」を中心とした学習を推進します。
30	7	継続	学校における食育の推進	「残食ゼロ」や「弁当の日」等の取り組みを通して、健康な体の基盤となる食育を推進します。
31	8	新規	放課後塾の開催	児童生徒が学校で学んだ内容を復習し、理解を深めることができるよう、放課後に補習塾を開催し、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ります。
32	9	新規	主権者教育の推進	発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を行い、こどもが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育てます。
33	10	新規	消費者教育の推進	自立した消費者として適切な意志決定を行い、責任ある消費行動をとることができるよう、発達段階に応じた消費者教育を推進します。
34	11	新規	ライフデザインに関する教育の推進	発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生活設計ができるように指導を行い、家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育てます。
35	12	新規	キャリア教育の充実	こどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ります。
36	13	継続	青少年体験事業の推進	次代を担う青少年リーダーの育成を図るため、あしやハンズ・オン・キッズや佐野市青少年交流事業、リーどぼらんていあキッズ事業等の体験活動を取り入れた多様な青少年体験事業を推進します。

【施策2】居場所づくりの推進

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
37	1	継続	施設の開放	放課後や休日の居場所となるよう、各校区の公民館の図書館や児童室、サロンを開放します。
38	2	新規	子ども食堂支援事業の実施	こどもの居場所づくりと健全な育成を図ることを目的として、こどもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対して補助を行います。
39	3	継続	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の実施	就労などで保護者が日中家庭にいない児童を対象として、楽しい遊びや話し合い、学習などの諸活動を経験できる居場所を提供します。

【施策3】小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
40	1	継続	小児医療の提供の確保	関係機関と連携して小児医療の提供を確保します。また、広報あしやや町ホームページ等を活用し、医療機関情報やこどもの急病時の対応について、情報提供に努めます。
41	2	継続	予防接種の周知(再掲)	必要な予防接種は、健康診査や窓口での面談、各種教室等の際に個別に案内し、また、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校を通じてチラシを配布する等により接種を勧奨します。
43	3	新規	性と健康に関する教育の推進	こどもが性や性感染症予防に関する正しい知識を持てるよう、学校教育を中心に学習内容の充実を図ります。
43	4	継続	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の児童生徒一人一人の心理面のケアや家庭の相談支援を行います。

(3)青年期

【施策1】高等教育の就学支援

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
44	1	継続	高校生等の通学費の補助	高校生等が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。また、公共交通機関を利用しない場合でも、その他通学に係る負担軽減を目的に年間2万円を補助します。

【施策2】経済的基盤や生活の安定のための取り組みの推進

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
45	1	新規	新たな事業の創出の支援	新たな事業の創出を支援するため、新たに創業する人に対し、芦屋町創業促進支援事業補助金を交付します。
46	2	新規	生活に困っている若者の就学、就労、生活についての相談支援	生活に困っている若者の就学の継続、就労、生活の維持などについて相談を受け、情報提供を行うとともに、関係機関と連携して必要な支援につなげます。

【施策3】結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

	取組 番号	新規・ 継続	取組	内容
47	1	新規	出会いの場の創出	結婚を望む人たちに出会いの場を提供し、出会い・結婚を支援します。また、福岡県及び近隣自治体と連携し、若者の出会いの場づくりを推進します。
48	2	新規	新婚世帯の定住支援	新婚世帯の定住を促進するため、民間賃貸住宅に住む新婚世帯に対し、新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金(商工会発行の商品券)を交付します。

<基本目標3>全ての子ども・若者の可能性を引き出す支援

【施策1】妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

	取組番号	新規・継続	取組	内容
49	1	継続	こども家庭センター(児童福祉機能)による相談支援	こども家庭センターにおいて、学校や医療機関、関係機関と連携して個々の家庭の状況等に応じた対応を行い、対象家庭にはサポートプランを作成し支援します。
50	2	新規	家庭支援事業の推進	子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業を実施します。
51	3	継続	児童虐待防止の普及啓発	広報あしやや町ホームページ、チラシ・ポスター等で児童虐待防止のための啓発を行うとともに、相談窓口と児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちばやく)」について周知を図ります。
52	4	継続	児童虐待防止対策の推進	児童虐待を発見しやすい立場にある保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校等の職員に対する児童虐待防止研修の実施や研修機会の情報提供に努めます。
53	5	継続	要保護児童等に対する支援	芦屋町要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の支援内容に関する協議を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を密にし、こどもの安全の確保を図ります。
54	6	継続	DV被害者支援	DV被害家庭について、福岡県女性相談所、保健福祉環境事務所家庭児童相談室と連携し、情報の共有を行い、必要な支援につなげます。また、相談に対応できるよう、職員が研修等に参加し資質向上に努めます。

【施策2】こどもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援

	取組番号	新規・継続	取組	内容
55	1	新規	こどもの進路選択支援	こども及び保護者に対し、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行います。
56	2	継続	保育料の軽減	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育無償化の対象外となるこどもに対し、国の基準を下回る保育料を継続します。
57	3	新規	学校給食費の無償化	保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、町内小中学校の学校給食費を無償化します。
58	4	継続	就学援助制度の実施	経済的な理由で町内の小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に学校に必要な就学費の援助を行います。
59	5	継続	児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭(ひとり親家庭)の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として、手当を支給します(認定・支給は福岡県)。
60	6	継続	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のない児童が、医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療について自己負担の一部を助成します。
61	7	新規	子ども食堂支援事業の実施(再掲)	こどもの居場所づくりと健全な育成を図ることを目的として、こどもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対して補助を行います。

【施策3】障がいのあるこどもへの支援

	取組番号	新規・継続	取組	内容
62	1	継続	ほほえみ相談の実施	小児専門の臨床心理士が、こどものことばや心の成長発達に関する相談に応じます。
63	2	継続	すくすく発達相談の実施	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を行うため、専門家が幼稚園、保育所等を巡回し、保護者等に対する相談支援を行います。
64	3	継続	巡回相談・指導の実施	小中学校に対し、臨床心理士等の専門家による巡回相談・指導を実施します。
65	4	継続	教育相談会の実施	こどもの発達に悩む保護者が専門家に相談できる教育相談会を実施し、発達障がいの早期発見や支援方策を見出し、就学や進路選択が円滑に行われるよう支援を行います。
66	5	継続	あしやすくすくファイルの活用	「あしやすくすくファイル」を活用し、成長や療育の経過等を把握し、支援につなげます。
67	6	継続	障がい児保育の推進(再掲)	保育所(園)、認定こども園において、保育士等の加配を支援し、障がい児保育を推進します。
68	7	継続	特別支援教育の推進	一人一人の児童生徒の成長をきめ細やかに支援する体制づくりに努めます。また、芦屋町特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関との情報共有および連携強化を図ります。
69	8	継続	教職員等の資質向上	障がいの有無にかかわらずこども一人一人が特性に応じた教育を受けられるよう教職員等の資質向上を図ります。また、必要に応じ介助員を配置します。
70	9	継続	芦屋すてっぷくらぶの運営	放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がいのある児童の生活能力向上のための訓練等を提供することで、障がいのある児童の自立支援、保護者の負担軽減を図ります。
71	10	継続	ホームヘルパーの派遣	保護者やこどもに障がいがある等で、育児に支援が必要な場合は、障害福祉サービスのホームヘルパーの派遣による支援を行います。
72	11	新規	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に障がいがある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します(認定・支給は福岡県)。

【施策4】不登校や悩みを抱える児童生徒等に対する取り組みの推進

	取組番号	新規・継続	取組	内容
73	1	新規	ほっとルームの設置	集団活動になじめない生徒が利用する居場所「ほっとルーム」を中学校内に設置します。
74	2	新規	教育支援センターの設置	中学校内・校外に教育支援センターを設置し、不登校等の児童生徒の社会的自立に向けたサポートを行います。
75	3	新規	教育相談の実施	いじめ、不登校、学校での悩みなどを抱える小中学生とその保護者に対して相談支援を行います。
76	4	新規	こどもに関わる専門相談体制の整備	児童生徒および保護者がスクールカウンセラーや不登校対策相談員、こころの教室相談員などに相談できる体制を整備します。
77	5	新規	非行防止教育等の推進	警察等の関係機関と連携して少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を開催します。
78	6	新規	「社会を明るくする運動」の一層の推進	非行や犯罪に及んだこどもや若者等の再犯の防止等について、町民の関心と理解を深めるための事業を推進します。

【施策5】いじめ・自殺の予防

	取組番号	新規・継続	取組	内容
79	1	新規	いじめ防止対策の強化	いじめアンケート等を活用し、いじめの早期発見・早期解決に向けた取り組みを推進します。
80	2	新規	いじめの長期化・重大化防止等の支援	福岡県いじめレスキューセンターや学校教育課等と連携し、いじめの解消に向けた支援を行います。
81	3	継続	スクールソーシャルワーカーによる相談支援(再掲)	スクールソーシャルワーカーを配置し、小中学校の児童生徒一人一人の心理面のケアや家庭の相談支援を行います。
82	4	新規	自殺予防教育の推進	学習指導要領(道徳)に従い、生命を尊重する心を育むことを目的とし、道徳における「生命の大切さ」等をテーマとした授業を実施します。
83	5	新規	ゲートキーパー養成事業	自殺のサインに気付き、声かけや見守りなど必要な支援を行うことができる人材を育成するため、ゲートキーパーの養成研修を行い、自殺予防に取り組みます。
84	6	新規	若年者への自殺予防に関する啓発事業	広報あしやに若年者の自殺対策に関する特集記事を掲載するほか、二十歳のついで自殺予防のパンフレット等を配布し、啓発を行います。

【施策6】ヤングケアラー、性的マイノリティへの支援

	取組番号	新規・継続	取組	内容
85	1	新規	ヤングケアラーへの支援推進	ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、表面化しにくいため、福祉・医療・教育等の関係者が連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添って、家庭全体の支援の観点から対策を推進します。
86	2	新規	性的マイノリティのこども・若者に対する理解促進	学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育むとともに、多様な性に対する理解を深めるための啓発や相談できる窓口の周知を行います。

【施策7】犯罪などからこども・若者を守る取り組み

	取組番号	新規・継続	取組	内容
87	1	新規	生命(いのち)の安全教育の推進	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身につけるための「生命の安全教育」を学校等で実施します。
88	2	新規	人権相談窓口の周知	こどもの人権問題を始めたとした様々な悩みに関する相談に応じる「こどもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口(こどもの人権SOS-eメール)」「こどもの人権SOSミニレター」「LINEじんけん相談」などの周知を図ります。
89	3	継続	防犯パトロールや見守り活動の推進	防犯パトロールや、青パトによる町内巡回を行い、不審者の監視強化や犯罪抑止強化を図ります。また、青少年健全育成町民会議によるあいさつ運動や見守り活動、夜間巡回への支援などを通して、青少年の安心・安全なまちづくりを推進します。
90	4	継続	通学路における安全対策の推進	児童生徒の通学路における危険箇所の点検・確認等を行い、学校、地域、家庭が一体となって犯罪・事故が起こらない生活環境の整備を推進します。
91	5	継続	こども110番の家の普及	こどもの緊急避難場所となる「こども110番の家」の普及を行い、地域による防犯体制の強化に努めます。また「こども110番の家」の登録者の増加を図ります。
92	6	継続	防犯設備の整備・点検	防犯街灯を適正に管理するとともに、防犯カメラの設置等、防犯設備の整備を推進します。
93	7	新規	交通安全教育の推進	警察等と連携し、児童生徒を対象とした参加・体験型の交通安全教室を開催します。

【施策8】多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

	取組番号	新規・継続	取組	内容
94	1	新規	幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続の推進(再掲)	遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼保小連絡会の充実を図り、幼児教育・保育と学校教育の円滑な接続を推進します。
95	2	継続	親子体験型事業の実施	親子体験型事業を実施し、親子でのふれあい、家族の大切さを学ぶ機会を設けます。
96	3	継続	文化や歴史を学ぶ機会の提供	芦屋釜の里での茶道体験等を通じ、町の文化や歴史を学ぶ機会を設けます。
97	4	継続	青少年体験事業の推進(再掲)	次代を担う青少年リーダーの育成を図るため、あしやハンズ・オン・キッズや佐野市青少年交流事業、リーどぼらんていあキッズ事業等の体験活動を取り入れた多様な青少年体験事業を推進します。
98	5	新規	読書活動の推進	赤ちゃん絵本の紹介と家庭での絵本の読み聞かせの普及をめざす「ブックスタート」、幼児への読み聞かせ活動を促進する「キッズブック1・2・3」、町内の小中学校に図書館資料を貸し出す「ブックサポート事業」を通して読書活動を推進します。
99	6	継続	公園の整備	子育て世帯が利用しやすく、安心して子どもが遊べる公園整備に努めます。
100	7	新規	国際交流の推進	中学生の海外ホームステイ事業を行い、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。
101	8	新規	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	学習指導要領に基づき、学校における「持続可能な社会の創り手」を育成します。
102	9	新規	STEAM教育の推進	子どもたちの探究的な学びを支援するSTEAM(科学・技術・工学・芸術・数学)教育を推進します。

<基本目標4>こどもを産み育てやすい環境づくり

【施策1】子育てや教育に関する経済的負担の軽減

	取組番号	新規・継続	取組	内容
103	1	継続	保育料の軽減(再掲)	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼児教育・保育無償化の対象外となることに対し、国の基準を下回る保育料を継続します。
104	2	新規	児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育している家庭に対して、子育てに係る経済的負担の軽減を目的として、手当を支給します。
105	3	継続	小中学生の通学費の補助	町内に居住する小中学生が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。
106	4	継続	高校生等の通学費の補助(再掲)	高校生等が公共交通機関を利用して通学する場合に、定期券購入額の半額を補助します。また、公共交通機関を利用しない場合でも、その他通学に係る負担軽減を目的に年間2万円を補助します。
107	5	継続	子ども医療費の助成	0歳から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までを対象に、医療費の自己負担額を助成します。

【施策2】家庭、地域でこどもを育む環境づくり

	取組番号	新規・継続	取組	内容
108	1	新規	妊婦のための支援給付の実施	出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担を軽減するため、妊婦のための支援給付を実施します。
109	2	継続	出産祝金の交付	出産した家庭にお祝いとして、第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円の祝金(商工会発行の商品券)を交付します。
110	3	継続	スポーツを通じた世代間交流の推進	子どもや地域住民に対して運動する機会の提供に努めるとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの醸成を図ります。
111	4	継続	地域子育て支援拠点事業(再掲)	子育て支援センター「たんぼぼ」において、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行います。
112	5	継続	子育て世帯の定住支援	子育て世帯の定住を促進するため、新たに民間賃貸住宅に転入する子育て世帯に対し、芦屋町子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金(商工会発行の商品券)を交付します。

【施策3】男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

	取組番号	新規・継続	取組	内容
113	1	継続	子育て支援サービスの実施(再掲)	延長保育事業、病児・病後児保育事業等、多様な子育て支援サービスの実施と利用しやすいの向上に努めます。
114	2	継続	男女共同参画の推進	「第3次芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき、働きやすい職場環境の充実、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発および情報提供に努めます。